

■本計画において「大切にしたい視点」



基本理念のもと、つぎのような視点を大切にしていきます。

(1) だれもがつながるまち

北区は大阪市の都心部で人口流入が多い等、地域における人と人とのつながりの希薄化が進んでいます。特に高齢者の単独世帯や子育て層の増加等により、コミュニティの変化が生じています。地域福祉の観点から、住民の孤立予防に向けた近隣の関係づくりや、支援を必要とする人と他者とのつながりを促進し、日ごろからの見守り体制を築き、誰もがつながる視点を大切にします。

(2) だれもが「受け手」であり「担い手」

一人ひとりが互いの人権を尊重し、ともに生き、ともに暮らせる地域共生社会の実現は、地域福祉において大切です。困難を抱えた時には、地域で支えを受け、また、地域の誰かが困難を抱えた時には支える担い手となり。誰もが「受け手」であり「担い手」という視点を大切にします。

(3) 多様性を理解し、共生する地域

北区には、高齢者、障がい者、子ども、外国にルーツを持つといった、世代や背景が異なる多様な人が暮らしています。年齢や性別、国籍、社会的立場等の違いにかかわらず、一人ひとりが地域社会の一員として互いに理解し合い、多様性を尊重し合うことが大切です。地域共生社会の実現に向け、住民同士が、困った時はいつでも支え合えることのできる地域づくりを進めていくという視点を大切にします。

(4) 団体（地域）や組織の強みや特性を活かした交流や連携

北区は歴史や文化に根付いた地域の団結力があります。また、他区と比較しても多くの企業や医療機関、事業所等が点在しています。そうした団体や組織のそれぞれの強みや特性、魅力を活かした連携や協働により、地域福祉を推進するという視点を大切にします。

(5) ふくしの学びから生まれた場づくり

ふくしの学びでは、福祉のこころをはぐくみ、福祉についての理解を深め、福祉そのものを知識として学び、現状を知り、取り組みを知り、福祉にかかわる実践力をはぐくむまで幅広くあります。

地域の福祉力を高めるためには、個人の課題（我が事）を地域の課題（丸ごと）として捉え、みんなで考える場をつくり、共に考えることが必要です。そうした学びの場を継続・発展することで、住民が主体的に地域課題解決をめざしていくという地域福祉の視点を大切にします。



概要版

第2期大阪市北区地域福祉計画

令和2(2020)年3月

■計画策定の趣旨と背景

- 大阪市では、「大阪市地域福祉計画」（第1期：平成16～20年度）（第2期：平成21～23年度）を策定し、地域福祉の課題に対応するための理念と方向性を定め、取り組みを進めてきました。
- 平成24（2012）年12月には、新しい住民自治の実現に向けて策定された「市政改革プラン」に基づく、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）の考えかたのもと、地域福祉においても、それぞれの区が、地域の実情に応じて主体的に取り組むことを支援するため、方向性や取り組むべき課題、考えかたを示した「大阪市地域福祉推進指針」が示されました。
- 北区においてもこの指針に沿い、平成27（2015）年3月、第1期の「大阪市北区地域福祉計画」（平成27～31年度）を策定し、北区の特徴ある地域福祉の取り組みを進めてきました。
- この第1期の計画期間が終了することから、このたび「第2期大阪市北区地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

■計画の位置づけ

- 本計画は「大阪市地域福祉基本計画（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）」をはじめとする市の各種計画（「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画」、「大阪市子ども・子育て支援計画」等）を踏まえ、北区の特徴に応じた計画となっています。
- 本計画に基づき、区民一人ひとりが自分らしく生きることのできる、地域福祉が充実した暮らしやすいまちづくりを進めていきます。



■計画の期間

- 令和2（2020）年度から令和6（2024）年度の5年間

■地域福祉の推進に向けて

第1期計画の期間を通して、区民とその組織、関連機関や団体、施設や事業所等は、計画で掲げた取り組みの体制と仕組みづくりと、各機関相互の連携や地域でのつながりづくりを進め、大きな成果をあげてきました。本計画の推進にあたっては、これまでの成果を継承し、新たな取り組み内容と合わせて、「活動の継続と情報提供の強化」にいっそう力を入れていきます。

本計画の推進を通して、すべての人が、年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられる地域づくりを進める「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築を進めるとともに、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手、受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざします。地域共生社会の実現に向けて、国は、対人支援において求められるアプローチ、包括支援体制の構築、新たな事業イメージとして「断らない相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域づくりに向けた支援」を提示しています。

北区においても、包括的支援と参加・協働を推進し、本計画に明示したとおり、「地域でつながり支え合う活動の支援」「“きめの細かい”相談・支援の充実」「ふくしのまなび」に取り組んでいきます。